

収入月額による家賃算出について

1 世帯の収入月額の算出方法

$$\text{収入月額} = \left(\frac{\text{世帯全員の所得額 (A)}}{\text{名義人の所得額} + \text{同居親族の所得額}} - \text{世帯の控除額 (B)} \right) \div 12 \text{ (ヶ月)}$$



※ 世帯全員の所得額 (A) から、世帯の控除額 (B) 合計を差し引き、12で割った額が月額収入となります。

2 所得額 (A) の算出

(1) 給与収入の場合

●勤務先発行の平成23年度源泉徴収票

平成23年分		給与所得の源泉徴収票			
支払 を受け る 者	住所又は居所			(受給者番号)	
	氏名			(フリガナ)	
		(役職名)			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
	内 千 円	千 円	千 円	内 千 円	千 円
		※ ※※※ ※※※			

円 (一年間の所得)

(2) 事業収入の場合

●平成23年分の所得税の確定申告書の控

所得 金額	事業等	①								
	業	②								
	不動産	③								
	利子	④								
	配当	⑤								
	給与	⑥								
	雑	⑦								
	総合課税・一時 金 (コ+サ) × 1/2	⑧								
	合計	⑨		※	※	※	※	※	※	※

円 (一年間の所得)

(3) 年金収入

ア 次の年金に該当する場合

●障害の名称のつく次の年金	非課税のため算定の対象になりません。 (一年間の所得 0円)
障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金	
●遺族の名称がつく次の年金	
遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金	
●母子の名称がつく次の年金	
母子年金・準母子年金	
●そのほか次のような年金	
遺児年金・寡婦年金・老齢福祉年金	

イ 国民年金、厚生年金、共済年金、恩給を受給している場合

● 公的年金等の源泉徴収票

平成23年分		給与所得の源泉徴収票	
支払を受ける者	住所又は居所		
	氏名		
種別	支払金額	源泉徴収税額	
年金	円 ※※※, ※※※		

※2種類以上の年金を支給されている方は、それぞれの支払金額を合計して、下記の計算式で計算してください。

受給者の年齢	この年中の公的年金等の収入金額(A)		所得金額になおす計算式
年齢65歳以上の方	1,200,000円未満		0円
	1,200,000円以上 ~	3,300,000円未満	(A) - 1,200,000円
	3,300,000円以上 ~	4,100,000円未満	(A) × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円以上 ~	7,700,000円未満	(A) × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円以上		(A) × 0.95 - 1,555,000円
年齢65歳未満の方	700,000円未満		0円
	700,000円以上 ~	1,300,000円未満	(A) - 700,000円
	1,300,000円以上 ~	4,100,000円未満	(A) × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円以上 ~	7,700,000円未満	(A) × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円以上		(A) × 0.95 - 1,555,000円

円
(一年間の所得)

3 世帯の控除額(B)の算出

控除の種類	内容	控除額	計
①同居控除	申込者本人以外で、市営住宅と一緒に入居する人	380,000円 × 人	
②扶養控除	市営住宅には一緒に入居しないが、所得税法上扶養親族になっている人	380,000円 × 人	
③老人扶養(控除対象配偶者控除)	控除対象配偶者及び扶養親族で70歳以上の人	100,000円 × 人	
④特定扶養控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人	250,000円 × 人	
⑤障害者控除	申込者及び扶養親族並びに同居親族の中に障がい者がいる場合	270,000円 × 人	
⑥特別障害者控除	申込者及び扶養親族並びに同居親族の中に重度の障がい者がいる場合	400,000円 × 人	
⑦寡婦・寡夫控除	所得のある人が寡婦、または寡夫の場合	270,000円 × 人	
合計 ①から⑦までの控除額を合計してください。			

4 収入月額算定例

●高齢者世帯

家族構成

2人

世帯主 67歳

年金収入 200万円

配偶者 65歳

年金収入 90万円

世帯全員の所得額 (A)		
世帯主	800,000	(2,000,000 - 1,200,000)
配偶者	0	(900,000 - 1,200,000)
合計	800,000	

世帯の控除額合計 (B)	
①同居控除 (38万×1人)	380,000
合計	380,000

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{所得額 (A)} \\ \hline 800,000\text{円} \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額 (B)} \\ \hline 380,000\text{円} \\ \hline \end{array}
 \div 12 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{収入月額} \\ \hline 35,000\text{円} \\ \hline \end{array}$$

家賃区分「特2」に該当

人数	区分	収入月額	2K	3K	4K	4DK
			35㎡	50㎡	65㎡	75㎡
2人	特1	0千円	5,200	7,500	9,800	
	特2	0千円超 40千円以下	8,900	12,700	16,500	
	特3	40千円超 60千円以下	12,500	17,900	23,300	
	特4	60千円超 80千円以下	16,200	23,100	30,100	
	1	80千円超 104千円以下	17,100	24,500	31,800	
	2	104千円超 123千円以下	19,700	28,200	36,700	
	3	123千円超 139千円以下	22,600	32,300	42,000	
	4	139千円超 158千円以下	25,500	36,400	47,400	
	5	158千円超 186千円以下	29,100	41,600	54,100	
	6	186千円超 214千円以下	33,600	48,000	62,500	

問合せ先

都市整備局公共建築部市営住宅課復興公営住宅室

電話：022-214-8333、8336 FAX 022-268-2963

荒井東復興公営住宅家賃表（目安）

人数	区分	収入月額	2K	3K	4K	4DK
			35㎡	50㎡	65㎡	75㎡
1人	特1	0千円	5,200			
	特2	0千円超 40千円以下	8,900			
	特3	40千円超 60千円以下	12,500			
	特4	60千円超 80千円以下	16,200			
	1	80千円超 104千円以下	17,100			
	2	104千円超 123千円以下	19,700			
	3	123千円超 139千円以下	22,600			
	4	139千円超 158千円以下	25,500			
	5	158千円超 186千円以下	29,100			
	6	186千円超 214千円以下	33,600			
2人	特1	0千円	5,200	7,500	9,800	
	特2	0千円超 40千円以下	8,900	12,700	16,500	
	特3	40千円超 60千円以下	12,500	17,900	23,300	
	特4	60千円超 80千円以下	16,200	23,100	30,100	
	1	80千円超 104千円以下	17,100	24,500	31,800	
	2	104千円超 123千円以下	19,700	28,200	36,700	
	3	123千円超 139千円以下	22,600	32,300	42,000	
	4	139千円超 158千円以下	25,500	36,400	47,400	
	5	158千円超 186千円以下	29,100	41,600	54,100	
	6	186千円超 214千円以下	33,600	48,000	62,500	
3人	特1	0千円	5,200	7,500	9,800	
	特2	0千円超 40千円以下	8,900	12,700	16,500	
	特3	40千円超 60千円以下	12,500	17,900	23,300	
	特4	60千円超 80千円以下	16,200	23,100	30,100	
	1	80千円超 104千円以下	17,100	24,500	31,800	
	2	104千円超 123千円以下	19,700	28,200	36,700	
	3	123千円超 139千円以下	22,600	32,300	42,000	
	4	139千円超 158千円以下	25,500	36,400	47,400	
	5	158千円超 186千円以下	29,100	41,600	54,100	
	6	186千円超 214千円以下	33,600	48,000	62,500	
4人以上	特1	0千円	5,200	7,500	9,800	11,300
	特2	0千円超 40千円以下	8,900	12,700	16,500	19,100
	特3	40千円超 60千円以下	12,500	17,900	23,300	26,900
	特4	60千円超 80千円以下	16,200	23,100	30,100	34,700
	1	80千円超 104千円以下	17,100	24,500	31,800	36,700
	2	104千円超 123千円以下	19,700	28,200	36,700	42,400
	3	123千円超 139千円以下	22,600	32,300	42,000	48,500
	4	139千円超 158千円以下	25,500	36,400	47,400	54,700
	5	158千円超 186千円以下	29,100	41,600	54,100	62,500
	6	186千円超 214千円以下	33,600	48,000	62,500	72,100